

議事要旨(1) 2015年3月開催会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応

冒頭、小賀坂副委員長より、2015 年 3 月開催の ASAF 会議への対応について、審議資料に基づき説明がなされた。続いて、関口常勤委員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

リース

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 2015 年 3 月の IASB のボード会議において、1 名の IASB 理事が新リース基準の公表に反対する意思があることを示したとのことだが、反対する理由はどのようなものか。
 - リースの定義に関して、EFRAG の提案は必ずしも十分に取り上げられなかったように見受けられるが、欧州における新リース基準への反応はどのようなものか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 2015 年 3 月の IASB 会議では、中国の IASB 理事から、次の点を理由として、新リース基準の公表に反対する意向が示された。
 - ✓ 借手の会計モデルが 2 つに区分されている一方、貸手の会計モデルは 2 つに区分されていない点
 - ✓ 少額資産のリースについて、一律に適用の免除規定を設けるとされている点
- 現時点における欧州の関係者の反応について詳細に承知していないが、特に懸念が示されていたリースの定義について、IASB の再審議の過程において大きな修正はされていないことから、全面的に支持しているとはいえないのではないかと。

収益認識

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IFRS 第 15 号に関する幾つかの限定的な修正を 1 つの公開草案にまとめて提案しようとする方向性について、2015 年 6 月会議という近い将来に公開草案の承認がなされることを前提として IASB の進め方を支持する旨が示されているが、この点については、公開草案の内容を踏まえたうえで判断すべきではないか。
 - 適用日については、FASB において適用日の延期をすることが見込まれていること、及び、IFRS 第 15 号を踏まえた日本基準の開発が予定されていることを踏まえると、IASB に対して適用日の延期をすることを促すべきではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 発言案は、幾つかの限定的な修正を 1 つの公開草案にまとめて提案する場合、あまり遅くなるべきでないという考えを踏まえたものである。但し、公開草案の提案に合意するかは、その内容次第であることに関しては、ご指摘のとおりである。
- 適用日の延期については、いただいたコメントを踏まえて検討したい。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

- TRG の活動に関して、日本の関係者から提出された論点はあるか。
- TRG の議論は、どのような点で実務における適用を支援するものと考えられるか。また、仮に IASB が IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で示されている会計方針選択の階層に基づき米国基準のガイダンスを参照することを不適切と判断する論点が存在する場合、IASB は利害関係者に対して明確となる方法で周知すべきという当委員会の発言案について、周知するだけでは不十分ではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- TRG へ提出された論点について、日本の関係者から提出された論点はなく、多くが米国の関係者から提出された論点である。
- TRG やその後に行われる IASB の会議用に作成・公表されるアジェンダ・ペーパーにおいて論点及びスタッフによる分析が示されているほか、TRG 及び IASB の議論はウェブサイトにて公表されている。これらは、新収益認識基準の実務における適用を支援するものと考えられる。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

- FASB から公表されるガイダンスは、米国基準が米国国内の状況を踏まえて開発されるものであり、IASB が公表するガイダンスと異なり得ることは理解できる。しかし、米国基準も IFRS と同様に国際的な会計基準の 1 つであるため、FASB は、その点を踏まえて対応することが望まれる。また、適用日の延期について、米国の国内企業や外国登録企業に対して 2 年間の比較年度について財務情報の表示が要求されることは新たに明らかになったものではなく、両審議会による基準が異ならないように促すべきではないか。
- 知的財産権のライセンス契約及び履行義務の識別以外に、今後特に問題となり得る論点はあるか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 当委員会は、両審議会による新収益認識基準について、適用の結果が一致するように努力して欲しいという点を述べることを予定している。
- TRG における議論は、個別に問題を分析している状況であり、今後、特に問題とな

り得る論点があるかについて予見することは困難である。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 知的財産に関する FASB のガイダンス案から判断すると、FASB は、実務へ配慮して適用コストを引き下げることが意図していると考えられる。この点、IASB も同様の考え方を採用することによって、全体的なコストを引き下げることができるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS は、国際的な基準であるため、場合によっては、IASB が FASB の解決策と整合させることは困難な場合もあると考えている。

持分法

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 短期的な対応と長期的な対応に区分する提案について支持しないとする当委員会の発言案を支持する。但し、持分法適用における実務上の課題を認識しており、早急にプロジェクトに着手すべきことを強めに主張して欲しい。
 - 例えば、議決権の過半数を保有する支配株主が存在する場合に、残りの株主が持分法を適用することに問題はないか、また上場持分法適用会社において不特定多数の株主が存在する場合に重要な影響力があると言いきれぬのか定かでない。他方、持分比率が 20%以下であっても、資源投資のように資産の裏付けがある場合には、持分法の適用が適切と考えられる場合もあり、持分比率により一律 20%で区切ることが安易すぎないかと考えている。このように、持分法の適用範囲に関して実務上見受けられる問題点について、発言してはどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ご指摘の内容は、企業集団の範囲を含め、持分法の適用に関する根源的な問題に関係するため、短期的な対応に該当するか否か定かでない。しかし、ご指摘の点は重要な点であり、今後、十分な検討がなされるよう、促していきたい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 持分法の議論について、どのような方向に議論が進むか定かではない。このため、日本と同様の問題意識を持つ各国の基準設定主体と連携しつつ、対応していく必要があると考える。

重要性

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 実務記述書（案）によって達成すべき目的が明確になっておらず、この点を明確にしたうえで、議論した方が良いのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 重要性に関するプロジェクトは、重要性の概念が意図されたとおりに適用されておらず、多くの重要性のない情報が、重要な情報を覆い隠しているという懸念に対応して開始されている。但し、現在の記載内容では、当該懸念に十分に対応していないと考えられるため、目的を踏まえた記述がなされるよう、発言したい。

以 上